

第1 設問1

1 C銀行のBに対する乙からの、Eに対する丙からの退去の請求は、いずれも甲の抵当権に基づく物権的妨害排除請求であると考えられる。しかし、抵当権は非占有担保であるから、抵当目的物の占有状態には干渉できず、明渡請求は認められないのではないかと問われている。

2 C銀行のBに対する乙からの退去の請求

(1) ~~たしかに~~、原則として、抵当権者は抵当権設定者の抵当不動産の使用収益自体について干渉することはできない。しかし、~~不法占有者が抵当不動産を占有している場合、競売において買受希望者が現れにくくなり、売却価格は下落すると考えられる。これは、抵当権の担保価値を侵害するものである。~~

~~したがって、第三者が抵当不動産を不法占有することにより、競売手続の進行が害され適正な価額よりも売却価額が下落するおそれがあるなど、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ、抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態にある場合には、抵当権に基づく物権的妨害排除請求が認められると解するべきである。~~

(2) 本問では、Aは本件合意に基づき、2022年1月15日にBとの間の乙の賃貸借契約を解除している。それにもかかわらず、Bは、Aによる契約解除後も乙から退去していないので、~~Aの乙に対する所有権(206条)を侵害しており、不法占有者である。~~

その上で、Bが乙を不法占有することにより、甲の競売手続の進行が害されることは明らかである。また、甲の価格の評価鑑定によれば、Bが乙を占有することにより100万円の減価が生じるので、Bが乙を占有することで競売における適正価格よりも甲の売却価格は100万円下落するおそれがある。これは、抵当不動産甲の交換価値2000万円の換価の実現が妨げられ、抵当権者Cの優先弁済請求権の行使が困難となるような状態にあるといえる。

(3) よって、C銀行のBに対する乙からの退去の請求は認められる。

2 C銀行のEに対する丙からの退去の請求

(1) 原則は1(1)で述べたとおりである。しかし、占有者が適法に不動産を使用収益している場合であっても、~~抵当権設定者は抵当権の実行としての競売手続を妨げるような占有権限の設定をすることは元からできない。~~

~~したがって、占有権限の設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態がある場合には、抵当権に基づく物権的妨害排除請求が認められる。~~

(2) 本問では、Eは2021年12月分の丙の賃料を支払っていない。しかし、Aは未だEとの間の賃貸借契約を解除していないから、Eは丙を適法に占有している。

その上で、AとEは丙の賃貸借契約締結時に他の賃貸借契約の賃料よりも低額で契約しているが、これは、新型コロナの影響で新規の賃借人がなかなか現れなかったことによるものである。また、この契約においても本件合意は他の賃貸借契約と同様に行われている。こ

コメントの[] ここはやっていないので規範部分は論証見えます

これは前出の乙が丙に譲渡している。

?

のことから、丙に関する賃貸借契約は通常の賃貸借契約を目的として締結されているといえる。さらに、Eは丙において営業自粛要請に従いつつも、カフェの営業自体は継続していることから、丙の商業利用という実態もあったといえる。これらのことから、AのEへの丙の占有権限の設定は、抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的ではないといえる。

(3) よって、C銀行のEに対する乙からの退去の請求は認められない。

第2 設問2

1 本件債権譲渡は、AがBらに対して有する2021年12月以降に発生する賃料債権(1000万円を限度とする。以下、本件債権とする。)についてのAF間の売買契約(555条)である。さらに、Aは同債権についてG社とも売買契約を締結している。すなわち、本件債権はAF間、AG間それぞれの売買契約による二重譲渡が行われている。

このような場合に、F信用金庫とG社のいずれが本件債権を取得するか。

2 (1) まず、債権が譲渡できることは現行民法下において争いがない(466条1項本文)。また、本件債権は賃料債権という通常の金銭債権であるので債権の性質が譲渡を許さないものではないが(466条1項ただし書)、将来に発生する予定の債権である(466条の6第1項)。

このような将来債権譲渡では、有効要件として、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定されるのみならず、適宜の方法によりその期間内の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定される必要がある。また、譲渡人の営業活動等に対して社会通念上相当とされる範囲を著しく超えたり他の債権者に不当な不利益を与えたりするなど、公序良俗に反しないものでなければならない。

本件債権は2021年12月以降に発生するという始期の定まった賃料債権であり、1000万円を限度とすることで終期も明確にされている。また、公序良俗に反するような特段の事情はない。

したがって、本件債権の特定性に問題はない。

3 (1) このように債権が二重に譲渡された場合において、譲受人が「第三者」(467条2項)にその債権譲渡を対抗するためには、「譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾」するのみならず(467条1項)、「確定日付のある証書によってしなければ」ならない。この第三者とは、被譲渡債権について、譲受人と両立し得ない法律的地位を取得した者を指す。

ここで、Gは本件債権譲渡の事実につき悪意で本件債権を譲り受けている。このような悪意者も第三者に含めるべきか問題となるも、自由競争の原理から、単純悪意者は第三者に含まれる。

本問ではGが権利者であるFを害する意図を有していたとは認められないから、背信性に欠け、Gも467条2項にいう第三者にあたる。

(2) その上で、FとGはいずれも「確定日付のある証書」たる内容証明郵便で通知を

コメントの[]; 授業でばっちりやっています
第1よりきつめに指摘お願いします

コメントの追[]; 特に、読んでいて意味がわからない点などを知りたいです。その他も遠慮なく教えていただきたいです

モラル・コンプライアンス

「第三者」の範囲を特定している点について、FとGの両方が「第三者」に該当する可能性がある。

Fは「第三者」

Fは「第三者」

行っている。この場合、本件債権の譲渡の効力はいずれが優先するか。

467 条の対抗要件制度は、当該債権の債務者の債権譲渡の有無についての認識を通じ、債務者によってそれが第三者に表示されうるものであることを根幹として成立している。このことに鑑みれば、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互の間の優劣は、確定日付のある通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時の先後によって決すべきである。

本問では、B らへの本件債権の譲渡通知は A G 間のものが先に到達している。

したがって、G への本件債権の譲渡が F の本件債権譲渡に優先する。

4 よって、本件債権を取得するのは G である。

← 確定日付 !!

以上

2024民法基礎4

【設問1】

民法762条に夫婦別産制が規定されており、「婚姻前から有する財産」と「婚姻中自己の名で得た財産」は「特有財産」（夫婦の一方が単独で有する財産）となる。

甲預金債権は、Aが銀行での労働の対価として得た給与によるものなので、「婚姻中自己の名で得た財産」であるから、Aの「特有財産」である。

乙預金債権は、Bが自ら経営するカフェの収入によるものなので、「婚姻中自己の名で得た財産」であるから、Bの「特有財産」である。

丙預金債権は、AがBと婚姻する前の貯蓄であるため、「婚姻前から有する財産」であるから、Aの「特有財産」である。

【設問2】

1 DのAに対する請求の根拠は、民法761条に基づく連帯債務の履行としての代金支払請求である。この請求に対して、AはBのキャンピングカーの購入は「日常の家事」にあたらないと反論することが考えられる。

2 (1) Bがキャンピングカーを800万円で購入したことが、「日常の家事」といえるか。

(2) 「日常の家事」とは、夫婦の共同生活に通常必要とされる一切の事項を含み、具体的な判断は、個々の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等によって異なる。したがって、日常家事か否かは夫婦の個別事情に応じて判断するのが原則となる。他方で、夫婦の内部事情を知らない第三者の信頼を保護する必要がある。すなわち、客観的に、その法律行為の種類、性質等も判断要素となる。

(3) Aは銀行に勤務しており、Bはカフェの経営を行っている。2020年の婚姻後に築いた資産は甲乙預貯金債権の1300万円である。このようなABの生活状況を考えると、800万円のキャンピングカーの購入は、過大な買い物であるといえる。そして、Bは自己の経営するカフェのためにキャンピングカーを購入しており、移動販売で使用することは十分にありえるから、客観的にも「日常の家事」とはいえない。

3 以上から、Aは「日常の家事」ではないとの反論をすることができる。

【設問3】

1 Fは、BがAとの「婚姻中に懐胎した子」なので、Aの子であると「推定される」（民法772条1項）。AがFの「出生を知った」のは2026年8月であり、Bから養育費の請求を受けたのは2029年12月なので、「3年」以上経過しているため、Aはもはや嫡出否認の訴えを提起することができない（民法774条1項、775条1項1号、777条1号）。

キャンピングカーはBが自己の経営に使用するため購入したといえる。

過大は客観的に
2000万の購入に比べる
という点で?

2 (1) しかし、FはA Bが別居中に懐胎した子なので、Aによる懐胎の可能性が無い。
この場合、Fを「推定」の及ばない子として、親子関係不存在を理由としてBの請求を拒むことができるか。 *何条の何条??*

(2) 夫婦間に性的関係をもつ機会がなかったことが外観上明白である場合には、嫡出推定の基礎を欠くため、嫡出推定を排除し推定の及ばない子として親子関係の不存在を認めることができる。

(3) Bが家を出たのは2025年4月1日でFが生まれたのは2026年8月1日である。この間にA B間に性的関係をもつ機会があったことをうかがわせる事実はなく、Bは家を出て行っているため、外観上明白であるといえる。したがって、Fは推定の及ばない子となる。

~~3~~ 以上から、AはFとの親子関係の不存在を主張することができるため、BによるFの養育費の請求を拒むことができる。

【設問4】

可分債権は相続開始時に当然分割され、相続分に応じて各共同相続人に確定的に帰属する。損害賠償請求権は可分債権なので、各共同相続人は、自らに帰属する分の債権を行使し、弁済を受領することができる（民法427条）。

本問において、損害賠償請求権を共同相続したKは、Hに対して自己の相続分（民法900条1号）である200万円を民法427条に基づいて請求することができる。

そのため、HはKの請求を拒むことができない。

【設問5】

損害賠償請求権と異なり預貯金債権は、相続開始時に当然に分割されず、遺産分割の対象となる。そのため、各共同相続人は個々に払い戻しを請求することができず、払い戻しを受けるためには共同相続人が共同して行わなければならない（民法264条、民法251条1項）。

本問において、Kは自己の相続分であるとして、Iに500万円の預貯金債権の払戻請求を単独で行っている。KはLと共同して行っていないため、IはKの請求を拒むことができる。

【設問6】

可分債務は可分債権と同様に、相続開始時に当然分割され、相続分に応じて各共同相続人に確定的に帰属する。遺産分割によって、法定相続分と異なる取り決めを行うことも可能である。この場合であっても、債権者は法定相続分に応じた請求をすることができる

（民法902条の2）。ただし、債権者が遺産分割に基づく債務の承継を承諾していた場合は、法定相続分に応じた履行請求をすることはできない（民法902条の2ただし書）

き)。

本問において、KL間でなされたJの金銭債務に関する遺産分割の内容をJは知らない。そのため、JはKとLに対しての相続分に応じた請求をすることができる（民法902条の2、民法427条）。金銭債務は200万円であるため、Lの相続分は100万円である（民法900条1号）。したがって、JがLに対して請求できる額は100万円である。

以上から、Jの請求は100万円を限度に認められる。

以上